

■指定事務に関すること

1	全サービス	総合事業の新規指定及び更新に係る手数料はいくらですか。	箕面市では、現在のところ総合事業に係る手数料はありません。
2	全サービス	現行相当サービスと緩和型サービスの指定を併せて受けており、各サービスで同内容の変更があった場合、変更届はそれぞれ必要ですか。	同内容の変更であっても、現行相当サービスと緩和型サービスのそれぞれで変更届の提出が必要です。
3	全サービス	総合事業の実施を定款の事業目的に追加する際、どのように記載すればよいですか。	<p>【定款の記載例】</p> <p>「介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業」、「介護保険法に基づく第1号事業」、「介護保険法に基づく第1号訪問事業」、「介護保険法に基づく第1号通所事業」、「介護保険法に基づく第1号訪問事業及び第1号通所事業」などのいずれかを選んで記載してください。</p> <p>※「老人居宅生活支援事業」に関する文言が記載されている場合は、総合事業の第1号訪問事業が含まれます。</p> <p>※「老人デイサービス事業」又は「老人デイサービスセンター」に関する文言が記載されている場合は、総合事業の第1号通所事業が含まれます。</p>

■資格要件について

4	訪問型サービスA	訪問型サービスAの訪問事業責任者の資格要件における、「市長が指定する研修受講者」とはどのような研修のことですか。	「介護職員初任者研修」、「生活援助従事者研修」、「箕面市生活支援サポーター養成研修」を指します。ただし、上記の研修は訪問介護及び訪問介護相当サービスにおけるサービス提供責任者の資格要件とはなりませんので注意してください。
---	----------	--	--

■運営に関すること

5	通所型サービスA	通所型サービスA利用者の入浴について、どうしても入浴したいというかたには、実費で入浴してもらうことは可能ですか。	アセスメントによって心身状態等から入浴が必要と判断される場合は、通所型サービスAではなく、通所介護相当サービスを利用していただくことになります。通所型サービスAの人員配置（定員15人までは従業者1人）において、緩和型のサービス提供時間中に、利用者の安全を確保しながら、希望者に対して入浴サービスを提供することは難しいと考えます。
6	全サービス	事故などが発生した場合の報告先と様式はありますか。	箕面市健康福祉部高齢福祉室あてに報告してください。報告書様式については、保健福祉サービスにおける苦情解決制度のご案内のホームページに掲載しています。 ( <a href="https://www.city.minoh.lg.jp/lifeplaza/kujou/kujyou-top.html">https://www.city.minoh.lg.jp/lifeplaza/kujou/kujyou-top.html</a> )
7	通所型サービスA	通所型サービスAにおいて利用のキャンセルが出た場合、利用者からキャンセル料を徴収することは可能ですか。	キャンセル料の規定をあらかじめ重要事項説明書及び契約書に明記し、利用者へ説明のうえ同意を得ている場合にはキャンセル料を徴収することは可能です。 なお、キャンセル料は市が金額を定めるものではありませんので、各事業者にて設定のうえ、利用者へ説明、合意のもとで徴収してください。
8	全サービス	総合事業利用者と保険外サービスである自費利用者に対して、一体的にサービス提供することは可能ですか。	厚生労働省通知「介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて」 ( <a href="https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryoku-files/documents/2018/0928174308379/ksvol678.pdf">https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryoku-files/documents/2018/0928174308379/ksvol678.pdf</a> ) をふまえ、総合事業利用者に対し支障が出ないよう必要要件を遵守いただき、介護保険サービスの一環として、適切なサービス提供体制を確保した上であれば、可能です。